

長南町入札の心得

(目的)

第1条 長南町が発注する建設工事等の入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は長南町財務規則(昭和59年長南町規則第5号。以下「財務規則」という。)及び長南町入札約款(平成10年制定。以下「入札約款」という。)その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札保証金)

第2条 入札参加者は、入札執行の前に、その見積る入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 入札保証金又はこれに代わる担保は、落札者には契約締結後に、落札者以外の者は入札終了後に還付する。

(入札の基本的事項)

第3条 入札参加者又はその代理人(以下「入札者」という。)は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。

2 入札者は、仕様書、設計書、図面その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

3 入札者は、入札指名通知等により、見積額に係る工事費内訳書の提出を求められる場合がある。なお、この場合、入札指名通知等により工事費内訳書の提出がないときは、第6条第1項第9号により入札を無効とする。

4 入札者は、入札指名通知書等により本工事に専任配置する予定の技術者の届出を求められる場合がある。なお、この場合専任配置予定技術者の届出がないとき及び有資格者でないと認められるときには、入札参加資格を無効とする。

5 入札執行者は、入札指名通知等により、同一日に複数の入札に参加する場合、落札件数を制限することがある。この場合、落札した入札者は、以降の入札については入札指名通知等を取消すものとする。

6 入札者は、入札予定時刻の15分前には入札執行者の指定する場所に待機しなければならない。無断で指定する場所を離れた者、入札時間に遅れた者は、辞退したものと取り扱う。

7 入札執行中は、入札者間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡を禁止する。

(入札の方法)

第4条 入札者は、指定の日時及び場所に出頭し、入札約款第2条に定める別記第1号様式による入札書を用いて所定の入札箱に投かんしなければならない。

2 入札者は、工事費内訳書の提出が求められている場合は、入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ、入札することができない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状(入札約款第2条に定める別記

第2号様式)を持参させなければならない。

- 4 入札者は、入札の前に誓約書(入札約款第2条に定める別記第3号様式)を提出しなければならない。
- 5 入札者は、同一入札において他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- 7 入札者は、入札書を入札箱に投かんした後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第5条 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札執行前であつては、入札辞退届(入札約款第2条に定める別記第4号様式)入札担当者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。
- (2) 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(無効の入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札(免除の場合を除く。)
- (4) 入札者の記名及び押印を欠く入札
- (5) 入札書の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- (7) 明らかに連合であると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 入札前に予定価格を公表している場合の予定価格を上回る入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

(失格の入札)

第7条 最低制限価格を下回った価格の入札は、失格とする。

(入札の取りやめ等)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取りやめ又は当該入札者を入札に参加させないことがある。

- (1) 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- (2) 入札参加者が1人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

る。

(3) その他やむをえない理由があるとき。

(落札者の決定)

第9条 総合評価落札方式によらない工事又は製造に係る入札においては、入札を行った入札者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 委託業務及び物品の購入に係る入札においては、最低価格をもって入札した者を落札者とする。

3 総合評価落札方式による工事又は製造に係る入札においては、入札を行った者のうち、落札の前提となる一定の要件(以下「落札必要要件」という。)に該当し、予定価格及び最低制限価格の範囲内の価格をもって入札した者で、価格と技術評価点から算出する評価値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。特に最低制限価格を設けない場合においては、落札必要要件に該当し、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者で、評価値の最も高い者を落札者とする。

4 第1項、第3項の最低制限価格は、予定価格の10分の7.5から10分の9.2に相当する額とする。

5 落札となるべき同価格又は同評価値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(落札宣言)

第10条 第9条において、落札となる入札があったときは、入札書記載金額に100分の10を加算した金額で落札した旨及び落札者を宣言して決定する。

2 総合評価落札方式においては、入札した入札者の価格の公表のみとし、落札の公表は後日とする。

(再度入札)

第11条 開札した場合において、落札とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、再度入札の回数は、原則として2回までとする。

2 再度入札に参加できる者は、最低制限価格を下回らない入札をした者とする。ただし、入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

3 再度入札において、最低制限価格以上の価格を記載した入札者は、辞退の意思表示があったものとして取り扱うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、予定価格を事前公表する入札については、再度入札は行わない。

(契約)

第12条 落札者は、落札決定の日から7日以内に当該契約を締結しなければならない。

ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(現場代理人及び主任技術者等の届出)

第13条 落札者は、契約の締結後原則として7日以内に別に定める主任技術者選任通知書を提出しなければならない。

2 現場代理人の常駐及び技術者の選任配置に関して、契約内容や建設業法に違反することになると認められる場合は、落札決定を取り消す。

(下請負の制限)

第14条 請負者は、契約を締結した工事(以下「請負工事」という。)に関し、一括して他の者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 請負者は請負工事の一部を他の者に委任し、又は請け負わせようとするときは別に定める下請業者選定通知書を提出(下請を使用しない場合も提出のこと。)し、工事執行者の承認を得なければならない。

3 請負者が落札した請負工事の入札に参加した他の業者に、請負工事の一部を委任し、又は請け負わせようとするときは、原則的に第2項に規定する承認をしない。ただし、請負者が直接的に施工できない工事若しくは特許工法による工事等相応の理由がある場合又は工事の一部工種の下請負でかつ下請負金額が請負代金額の概ね3割に満たない場合については、この限りでない。

(異議の申立)

第15条 入札者は、入札後この心得、又はあらかじめ示された入札条件、仕様書、設計書、図面、契約書、現場条件等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成14年 7月12日から施行する。

附 則

この心得は、平成15年 4月 9日から施行する。

附 則

この心得は、平成20年 7月24日から施行する。

附 則

この心得は、平成24年 9月 1日から施行する。

附 則

この心得は、令和 4年 4月 1日から施行する。